

日野市の概況について

TRANSFORMING OUR WORLD
SDGs IN ACTION HINO



日野の地形

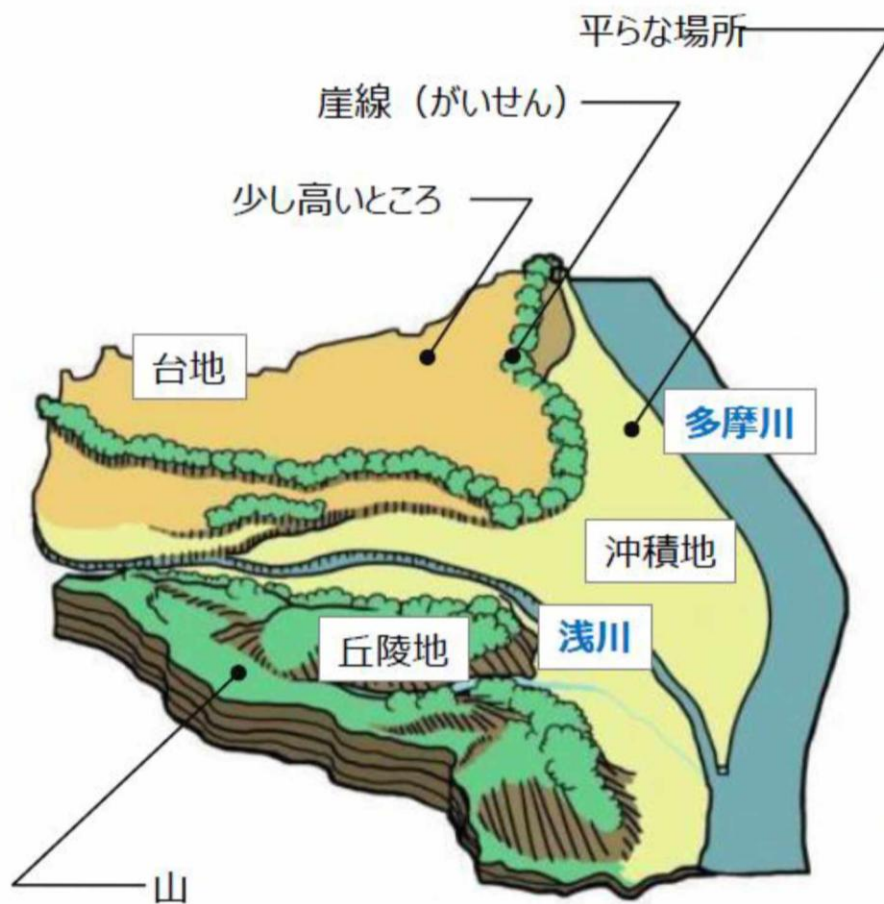


日野市は台地・沖積地・丘陵地の3つの地形要素からできた
「水」と「みどり」に恵まれたまち

令和7年6月1日現在

人口 189,002人 (外国人住民含む)

世帯数 95,297世帯(外国人世帯含む)



※河川については多摩川、浅川の他に程久保川、谷地川、根川がある

- ～1980年代 公害の問題
- 1980年代 地球環境の問題
- 1992年リオサミットが転機 地球環境問題が広く認識された
- 1994年 東京都環境基本条例制定
- 1994年 環境基本条例の制定を求める市民の直接請求
(全国初の事例)
- 1995年 環境基本条例を制定
(環境審議会の設置について記載)

23条 環境の保全等に関する施策の推進について調査審議させるため、市長の附属機関として、日野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例によりその権限に属せられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、前項に掲げる事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他の資料の提出を市長に求めることができる。

4 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

5 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内をもって組織する。

(1) 市民(公募による。) 4人

(2) 学識経験者 5人以内

(3) 事業者 3人以内

(4) 環境の保全等に関する行政機関の長及び団体の代表者が推薦した者 3人以内

6 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

7 審議会は、原則として公開するものとする。

8 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に若干名の調査委員を置くことができる。

9 調査委員は、非常勤とし、市長が委嘱する。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

- ・第3次日野市環境基本計画の策定について
- ・第4次日野市地球温暖化対策実行計画（案）について
- ・日野市生物多様性地域戦略策定について
- ・日野市路上喫煙禁止条例について
- ・日野市環境白書について